

盛岡市における口蹄疫対策について

平成 22 年 6 月 1 日
農 林 部
都 市 整 備 部

1. 宮崎県における発生状況について

平成 22 年 4 月 20 日に、都農(つ)の町で確認されて依頼、5 月 26 日までに、川南(かわみなみ)町など 2 市 5 町で発生している状況である。

宮崎県では大変な被害を受けており、国を挙げて対応に当たっている状況である。

2. 国の対応状況について

- (1) 4 月 20 日農水省内に、農林水産大臣を本部長とする「口蹄疫対策本部」を設置
- (2) 口蹄疫発生に伴う各種経済的支援措置を決定
- (3) 5 月 17 日内閣総理大臣を本部長とする「口蹄疫対策本部」を設置
- (4) 5 月 19 日新たな防疫対策を決定
 - ① 移動制限区域内(10km 圏内)全ての牛・豚を対象に殺処分を前提としたワクチン接種を実施し、接種した家畜に係る経営支援を実施。搬出制限区域内(10km～20km 圏内)からは、製品化した上で出荷する作業を進める。
 - ② 殺処分の評価額と手当金の差額に対する特別交付税の措置を決定。
- (5) 5 月 26 日口蹄疫対策特別措置法案を全会一致で可決。

3. 県の対応状況について

- (1) 九州地方からの導入牛の臨床検査 : 4/20, 4/25 実施
- (2) 牛・豚等の偶蹄類家畜の飼養者についての聞き取り調査実施。 : 4/20～4/23 実施
- (3) 家畜飼養者等に対する注意喚起
- (4) ヒトへの安全性の周知:ホームページにおいて周知
- (5) 宮崎県からの要請により職員の派遣。 4/29～5/18:1 名, 5/19～3 名
- (6) 海外からの口蹄疫進入防止。(花巻空港に到着する観光客全員に靴底消毒を実施)
- (7) 県内家畜市場における防疫対策の強化。
- (8) 偶蹄類家畜を飼養する県機関等の防疫対策強化
- (9) 5/21 岩手県口蹄疫対策連絡会議を開催 (県内畜産農家全戸に消毒薬配布決定)

4. 各農協の対応について

- (1) 新岩手農協(玉山区)は、5 月 18 日から全組合員に消毒薬及び消石灰を配布。
- (2) 岩手中央酪農協(市全域)は、全組合員に消石灰を配布。
- (3) 岩手中央農協(旧市内)は、5 月 26 日・27 日に全組合員に消石灰及び消毒トレイを配布。

5. 盛岡市等の取り組み状況について

- (1) 宮崎県での口蹄疫発生(4 月 20 日)後の状況(対応内容)
 - ・ 4/20 岩手県中央家畜保健衛生所の指示により、市内全ての畜産農家に状況確認を実施し、異常がないことを確認。
 - ・ 4/22 ウェブ盛岡に注意を喚起する項目を追加。
 - ・ 4/30 小中学校へ飼養状況等について確認。

- ・ 5/15 号の広報盛岡に予防を啓発する記事を掲載。
 - ・ 5/21 家畜飼養者全戸に注意喚起のためのチラシを配布。
 - ・ 5/26～ 畜産農家全戸消毒薬配布
 - ・ 5/28 盛岡市口蹄疫防疫対策会議を開催
 - ・ 市営牧野である区界牧野及び山谷川目牧野, 姫神実験牧場, 高木牧野に消石灰を散布。
 - ・ 家畜の埋却可能地確認等
- (2) 市内において発生した場合の対応について
- ・ 県の対策本部の指導の下で対応することになる。
 - ・ 市長を本部長とする防疫体制組織の立上げ。
 - ・ 国県の防疫活動への協力することとなる。

6. 動物公園における口蹄疫対策について

(1) 宮崎県での口蹄疫発生(4月20日)後の状況(対応内容)

4/30「口蹄疫発生に伴う観光牧場等への周知指導について」農水省から依頼あり

5/2 依頼を受け岩手県中央家畜保健衛生所と相談⇒園内2箇所周知文書の掲示

【周知指導内容と対応】

- ① 来場者の畜舎内への立ち入り制限 →通常実施
- ② 動物に接触の場合の手指洗浄消毒 →通常実施(入園者に指導)
- ③ 出入口に消毒槽等の設置 →未実施
- ④ 偶蹄類動物接触後1週間程度は動物飼育場所に立ち入らないこと

【飼育動物の現状】偶蹄類動物は13種61頭

子供動物園でヤギ・ヒツジとのふれあい実施

【他都市動物園の状況】5/21 現在

- ・秋田市大森山動物園:5/2より周知掲示, 5/19より消毒マット設置
- ・仙台市八木山動物園:特に対応無し
- ・九州中国四国地方の動物園:宮崎市自然動物園は5/17から臨時閉園, その他動物園は消毒マット設置, 動物ふれあい等中止, 入園車両消毒, 動物搬入延期

(2) 今後の対応について

発生拡大の状況に応じて, 次のとおり対応を検討実施する。

- ① 現状(宮崎県内での封じ込め) : 動物の観察及び記録の実施, 動物公園のゲート及び動物ふれあいゾーン出入口への「消毒マット」の設置, 職員車両・物販車両出入口での「消石灰消毒」の実施, 餌の流通ルートの確認
- ② 感染拡大(宮崎県外での発生) : 「偶蹄類動物ふれあい等の中止」の検討と実施
- ③ 県内で発生(半径20km以上) : 「動物ふれあい等の中止」, 「臨時閉園措置」の検討
- ④ 近隣で発生(半径20km以内) : 「臨時閉園の実施」

(3) 実施体制について

市の防疫体制組織の傘下に入るとともに, 公園みどり課と指定管理者(動物公園公社)との連携により変化する状況に応じた検討を速やかにを行い, いつでも対策を実施できる体制としておく。

- ・ 公園みどり課:情報収集, 対策実施の判断(公社との協議), 公社への支援, 対策実施における関係課との協議(予算措置等)
- ・ 動物公園公社:情報収集, 対策実務内容の検討と実施(市との協議)